

# 山口県報

令和7年  
7月15日  
(火曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

解除予定保安林 (美祢市) (森林整備課) ..... 三

保安林の指定 (阿武郡阿武町) (森林整備課) ..... 三

○公告

契約の締結 (デジタル・ガバメント推進課) ..... 三

臨港地区の区域の縦覧 (都市計画課) ..... 四



## 山口県告示第二百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年七月十五日から同年八月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年七月十五日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称

UBE株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

三 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第四十一号の香料製造業の用に供するろ過施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設、同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成十一年政令第四百三十三号) 別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法及び排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。



No. 10 排水口		変更後	変更前
〃	〃	七・五	〃
〃	〃	四・五	二〇
〃	〃	一三	〃
〃	〃	二・五	五・八
〃	〃	二二三	〇・二二
〃	〃	一・八	二七七、四八五・四八五、〇八九・六七七、五一二・四八五、一三八・六

**山口県告示第二百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和七年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字岡一一七四〇の五、字馬渡り一二三二八の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

**山口県告示第二百三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

阿武郡阿武町大字惣郷字矢櫃一〇五六一の四一から一〇五六一の四九まで、一〇五六一の五二、一〇五六一の五四、一〇五六一の五六、一〇五六一の五七、一〇五六一の五九、一〇五六一の六〇、一〇五六一の六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(一三四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

電子県庁基幹システム再開発及び運用保守業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年五月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内二丁目六番六号

六 落札金額

九億五千四百二十五万円

七 入札公告日

令和七年四月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

人事システム開発及び運用保守業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年五月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社オーイーシー 大分県大分市東春日町一七番五七号

六 落札金額

六億九千八百二十八万円

七 入札公告日

令和七年四月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

(二三五) 臨港地区の区域の縦覧

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、室津港臨

港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり縦覧に供します。

令和七年七月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 臨港地区の区域の案

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津

(二) 面積

〇・八ヘクタール

二 臨港地区の区域の案の縦覧期間

令和七年七月十五日から二週間

三 臨港地区の区域の案の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場